

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

緊急事態宣言を踏まえた放課後児童健全育成事業の対応について（通知）  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その29＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年1月7日に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が、神奈川を含む1都3県に出され、これに基づき、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

これらによると、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業所）については、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する旨が示されています。

このため、本市としての対応は、以下のとおりです。

今後、国または県から対応等の要請があった場合や、感染状況等により対応に変更が生じる場合には、改めてご連絡させていただきます。

これまで、消毒をはじめとした業務や利用者の集中を避けるための調整など、感染防止に御尽力くださりありがとうございます。運営主体の皆様には御負担をおかけいたしますが、引き続き御協力をお願い致します。

1 放課後児童健全育成事業所の対応方針

現在の対応を維持し、感染防止策の徹底を行いつつ、原則として開所します。  
（現状と変更なし）

(1) 放課後キッズクラブ

引き続き、区分2の児童と、限定的に区分1の児童の受入れをしてください。

給食がない日（土曜日等は除く）は、原則、区分2の児童のみの利用とします。（クラブ内で昼食をとるため、密を避けることができ、定員に余裕がある場合にのみ、一時利用者（800円/回）の受入れも可能）

土曜日等は、これまでの対応と同様に8時30分から19時まで区分2の児童を受入れます。区分1の児童は限定的な利用とし、一時利用（800円/回）の場合のみ終日受入れます。

限定的な利用の実施方法や、開所・受入れにあたっての留意事項については、「キッズクラブでの対応と留意事項(令和2年6月23日)」をご確認ください。

(2) 放課後児童クラブ

通常通り開所してください。

2 感染防止策の徹底

「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改訂を行いました。改めてガイドラインの内容をクラブ内で共有・確認をするとともに、引き続き、一層の感染防止策に取り組んでください。

裏面あり

【主な改正点】次の事項を追記

- ・プログラム・イベントや会議における留意点 〈P10〉
- ・冬季における換気の留意点 〈P13〉
- ・感染者が発生した場合の消毒について 〈P16〉
- ・フェイスシールド・マウスシールドについて 〈P23〉
- ・保護者あて周知文ひな型 問い合わせ先 〈P35～44〉
- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について(コールセンター) 〈P48〉

### 3 利用自粛等の有無について

今回の緊急事態宣言では、利用自粛の要請は行わないため、利用自粛による利用料返還は行いません。

なお、感染等を理由としたクラブの休止に伴い利用ができなかった場合には、利用料返還の対象となりますので、令和2年8月7日に発出している「6月15日以降の利用自粛要請に伴う利用料返還と夏季休業期間後の対応について（通知）〈新型コロナウイルス感染症関連通知 その25〉」をご確認ください。

### 4 その他

下校時間の分散化等が行われる場合があるため、学校の授業時間と放課後事業の開所時間に隙間が生じないように、各学校と情報の共有を図ってください。

また、各事業所が主催する会議等（評議会・運営委員会・保護者会・保護者説明会など）を中止する場合には、書面開催等の対応をしてください。

※会議等の中止を要請するものではありません。

なお、キッズクラブの評議会については、感染症対応業務等により、区こども家庭支援課の職員が出席できない場合がありますので、ご承知おきください。

### 5 参考

- (1) 緊急事態宣言の発令に伴う市立小学校の対応  
引き続き、感染予防のための取組を徹底しながら教育活動を行います。
- (2) 過去の通知等  
これまでに発出した放課後事業者あての通知等については、本市ウェブページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

<添付資料>

別紙1 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（次育第3428号 令和3年1月7日 神奈川県福祉子どもみらい局）

別紙2 横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン〈第3版〉

こども青少年局放課後児童育成課 放課後キッズクラブ担当 TEL：671-4068 放課後児童クラブ担当 TEL：671-4446
--

次育第 3428 号  
令和 3 年 1 月 7 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部次世代育成課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について

本県の子ども・子育て支援の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、令和 3 年 1 月 7 日付けで政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言が発出され、本県を含む一都三県が同法第 32 条第 1 項第 2 号に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

このことを受け、県では、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を策定し、令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日までの間、県全域において、県民の外出自粛や飲食店等に対する営業時間短縮等を要請することといたしました。

保育所等については、別添「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和 3 年 1 月 7 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡）において、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いすることとされましたので、各市町村におかれましては、保育所等に対して本通知の内容を周知するとともに、引き続き感染防止対策についてご指導いただきますようお願いいたします。

問合せ先

（保育関係）

保育・待機児童対策グループ

電話 045-210-4663

（放課後児童健全育成事業関係）

子育て支援人材グループ

電話 045-210-4687

# 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～2月7日

## 2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

## 3 実施する措置の内容

### (1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

#### ※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

### (2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

#### ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請する。

なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から2月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

- 上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行う。

#### イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

#### ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請については、必要に応じて検討する。

#### (3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。  
あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

#### (4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

#### (5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

#### (6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。
- 鉄道事業者に対し、終電時間の繰り上げの前倒し等を要望する。

### 4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

## 5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

## 6 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設  
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～2月7日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。



事務連絡  
令和3年1月7日

都道府県  
各 指定都市 保育主管部（局） 御中  
中核市 地域子ども・子育て支援事業主管部（局）  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

### 緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）

このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言（以下「今般の緊急事態宣言」という。）が発令され、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県で令和3年1月8日より緊急事態措置を実施することとなりました。

今般の緊急事態宣言が発令された後の保育所等の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いします。

なお、今般の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり、令和2年4月7日から同年5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際に想定していた対応である「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）は適用しないこととなりますので御留意ください。

また、今般の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、以下について改正を行っておりますので、こちらも併せて御参照ください。

（別添1）保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第八報）（以下「保育所等Q&A」という。）

（別添2）地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年1月7日現在）（以下「13事業FAQ」という。）

**別添1、2については、厚生労働省のウェブページをご確認ください。**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## 記

- 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

感染防止策については、保育所等 Q&A 問 5 や 13 事業 FAQ 問 4 等でお示ししてきたとおりの内容であるため、改めて御了知いただきたいこと。また、保育所等において感染者が出た場合等の対応についても、保育所等 Q&A 問 2 や 13 事業 FAQ 問 2 等でお示ししてきたとおりであり、引き続き適切に御対応いただきたいこと。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市で、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたいこと。

### (問合せ先)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

以上